

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)
令和6年2月1日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2200761 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2300137 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成 29 年 9 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 29 年 9 月から平成 30 年 8 月までの標準報酬月額については 28 万円から 32 万円、同年 9 月から令和元年 8 月までの標準報酬月額については 28 万円から 38 万円とする。

平成 29 年 9 月から令和元年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 9 月から令和元年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成 30 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 30 年 6 月から同年 8 月までの標準報酬月額については 38 万円とする。

平成 30 年 6 月から同年 8 月までに係る訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 その他の請求期間（平成 29 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間）については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 63 年 生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 7 月 1 日から令和元年 9 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額について、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 29 年 9 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までの期間について、A 社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（32 万円及び 38 万円）及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額（32 万円及び 38 万円）は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額（28 万円）を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 29 年 9 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 9 月 1 日までは 32 万円、同年 9 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までは 38 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の平成 29 年 9 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出（令和 3 年 10 月 1 日受付）しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成 30 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、賃金台帳により確認できる当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額（38 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（28 万円）及び上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額（32 万円）を上回っていることが確認できる。

したがって、請求期間のうち、平成 30 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの標準報酬月額を 38 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間のうち、平成 29 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、賃金台帳により確認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（28 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（28 万円）と同額であることから、標準報酬月額の

訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2200768 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2300138 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成 29 年 9 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 29 年 9 月から平成 30 年 8 月までの標準報酬月額については 41 万円から 50 万円、同年 9 月から令和元年 8 月までの標準報酬月額については 41 万円から 44 万円とする。

平成 29 年 9 月から令和元年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 9 月から令和元年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 その他の請求期間（平成 29 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間）については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 46 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 7 月 1 日から令和元年 9 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額について、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 29 年 9 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までの期間について、A 社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（50 万円及び 44 万円）及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額（50 万円及び 44 万円）は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額（41 万円）を上回っていることが確認できる。

したがって、請求者の平成 29 年 9 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬

月額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 9 月 1 日までは 50 万円、同年 9 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までは 44 万円とする必要がある。

なお、事業主が請求者の平成 29 年 9 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出(令和 3 年 10 月 1 日受付)しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 29 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、賃金台帳により確認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（41 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（41 万円）と同額であることから、標準報酬月額の訂正是認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2200791 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2300139 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 29 年 9 月から平成 30 年 9 月までの標準報酬月額については 53 万円から 56 万円とする。

平成 29 年 9 月から平成 30 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 9 月から平成 30 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 その他の請求期間（平成 30 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までの期間）については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 9 月 1 日から令和元年 9 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 10 月 1 日までの期間は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。

また、平成 30 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額についても、給与額と相違しているので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 10 月 1 日までの期間について、A 社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（56 万円）及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額（56 万円）は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額（53 万円）を上回っていることが確認できる。

したがって、請求者の平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、56 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出（令和 3 年 10 月 1 日受付）しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 30 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までの期間について、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（47 万円）及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額（47 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（47 万円）と同額であることから、標準報酬月額の訂正是認められない。